

日本教科内容学会編集委員会規約

1. 編集委員会（以下委員会）は、会則第 14 条により理事会で選出された編集委員長、および会員の中から常任理事会が推薦した委員をもって構成する。
2. 委員の任期は原則 2 年とし、再任を妨げない。また、改選時に全委員が改選されることのないよう配慮する。
3. 委員会に副委員長 1 名をおく。副委員長は、委員の中から互選する。副委員長は編集委員長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
4. 委員会は毎年 1 回以上開催し、編集方針その他について審議・決定する。また、会議の準備として、編集委員長は、編集委員長が予め指名する委員とともに事前の検討を行うことができる。
5. 本会の会誌は、本会会員の教科内容学に関する研究論文の発表にあてる。委員会は、本会会員の研究に寄与するところが大きいと判断する場合には、会員および非会員に研究論文の執筆を依頼することができる。なお、本会細則第 4 条に定められた通り、本会の事業並びに会務に関する諸報告、その他適当と認める記事を会誌に掲載することができる。
6. 委員会は、委員会の議を経て査読者を委嘱する。査読者として、会員以外の者を選ぶことができる。
7. 本規約の改正は編集委員会の議決による。

2014 年 6 月 5 日制定

2015 年 4 月 7 日改正